

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第53回）議事概要

日時 令和3年3月2日（火）17:00～18:00

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、関口委員、高橋委員、西村（暢）委員、
西村（真）委員、山下委員
事務局 今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、
（総務省） 川野料金サービス課長、大内料金サービス課企画官、
田中料金サービス課課長補佐、河合料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- | |
|---|
| <p>(1) 加入電話発一携帯電話着の通話に係る料金設定権について</p> <p>① 関係事業者ヒアリング</p> <p>○関係事業者ヒアリングを実施した後、意見交換を行った。
（ヒアリング対象事業者：東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）</p> <p>(2) IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方について</p> <p>① 論点整理（第51回委員会での議論等を踏まえた修正）</p> <p>○事務局から論点整理案の修正案について説明を行い、意見交換を行った。</p> |
|---|

【発言】

・加入電話発一携帯電話着の通話に係る料金設定権について

○高橋委員

料金設定権移行のスケジュールについては前々から非常に気になっていましたが、今回はっきりスケジュールを示していただいたことと、移行までに関しても経過措置が取られるということについて、5社の皆様は非常に頑張られたということで、非常に敬意を表したいと思います。

○佐藤委員

料金設定権に関して、私の記憶では、当初は来年の春頃までは移行が難しいだろうと言われていたように思いますが、それを早めて今年の秋に実現できるということで、その点、努力をされたことを評価しております。

また、KDDIとソフトバンクに関しては、料金設定権移行前の5月からユーザ料金を引き下げていただけるということで、これも評価したいところです。

今回の政策（ルール見直し）の検証を行い、その効果をしっかりと見ていくという意味では、100億円程度消費者利益が得られるということで、事業者の皆さんに加えて、我々も頑張った甲斐があったという思いです。

最後に、NTT東日本・西日本に関して、楽天モバイルとの間では既にNTT東日本・西日本が料金を設定しており、その時のシステムの改修等の経験知もあると思います。これからはMNO3社からNTT東日本・西日本に料金設定権が移ります。NTT東日本・西日本に関しては、今までも継続的に効率化の努力をされていると思いますが、3社束ねることで、より規模の経済性等も発揮させて、今の52.5円、60円をさらに継続的に下げるよう頑

張っていただきたいという希望があります。

また、質問で、NTT東日本とNTT西日本で52.5円と60円と料金が異なっていますが、例えば接続料の差が効いているのか、経営上のコストの発生の仕方が東西で異なるのか、このような料金差が生まれる原因を確認したいと思います。

○山下委員

質問で、ここに表記されているのは全て3分当たりの料金となっていますが、何秒毎という課金単位は従来のまま変わらないのでしょうか。経過措置がとられる5月1日以降と料金設定権移行後の10月1日以降、両方について教えていただきたいと思います。

コメントとしては、研究者としてのコメントですが、双方が寡占で非常に少数同士である場合に、非常に長い膠着状態が続き、その膠着が解けない状態だったということが分かりましたし、今回、その膠着を解く努力をし、合意されたことについては評価できるのではないかと思います。消費者の逸失利益と言ってしまうと非常に大きなものがありますが、膠着が解けたということをもまずは評価したいと思います。

○西村（暢）委員

まずは、今回の各事業者の取組、受け止めは非常に評価されるべきものと思われれます。ぜひ総務省が試算したような形で成果が現れるよう、取組を継続していただければと切に願っております。

しかしながら、同時に、2021年10月1日以降の料金も注視すべきものと思っております。総務省の資料では一様に52.5円、60円とされているところ、NTT東日本・西日本におかれましては、その設定状況、前提として加味しなければならない要素が色々あるとは思いますが、引き続き、下げていく努力あるいは取組を期待しております。

○関口委員

私も、各社の対応に大変感謝しております。併せて、システム改修完了後の料金設定については、改めて、今回の試算の仮定にとらわれずに、可能な範囲でコストベースに基づく料金設定を心がけていただきたいと思います。

現状での楽天モバイルとNTT東日本との52.5円は、システム改修なしでの料金設定だと記憶しておりますので、改めて、システム改修完了後の料金設定については前向きな対応をお願いしたいと思っております。

○相田主査

NTT東日本・西日本から、東西の料金差についてお答えいただけますでしょうか。

○NTT西日本

佐藤委員から御指摘いただいた52.5円と60円の差ですが、コストの面で御納得いただけるような回答は持ち合わせておりません。NTT東日本、NTT西日本それぞれの経営環境も踏まえて、コストを基に値付けをさせていただいた結果となっております。先ほど来、多くの委員の皆様からコメントをいただいているとおり、携帯事業者のチャージを含め、いただいた意見を踏まえて今後検討させていただきたいと思っております。

○佐藤委員

現状は分かりました。これから料金を下げる努力を色々な形でしていただけると思ってい

ます。多くのユーザ、世の中に納得いただける対応が必要だと思しますので、コストを下げる、料金を下げる努力を継続的に行っていただければというお願いです。

○NTT西日本

今後も引き続き検討させていただきます。

○相田主査

続きまして、課金単位については、各事業者にお尋ねするのがよろしいと思しますので、まずは、NTTドコモからお答えいただけますでしょうか。

○NTTドコモ

当社は30秒単位で10円を課金しており、3分に換算すると60円でございます。

当社は、現に、NTT西日本と同額の3分60円ということもあり、ユーザ料金水準の見直しは行いませんが、10月から速やかに料金設定権を発信側に移行することで進めてまいりたいと考えております。

○相田主査

フレックス課金のメカニズムということで、KDDI、ソフトバンクも5月1日の変更以降は30秒10円と理解してよろしいでしょうか。

○KDDI

その理解で結構でございます。

○ソフトバンク

その理解で間違いありません。

○相田主査

NTT東日本・西日本から、システム改修後の料金について、どのような時間単位での課金となるかお答えいただければと思います。

○NTT東日本

現行と変える予定は今のところございません。現行は1分当たりの課金になっております。市場環境等を含めて、料金を下げていけるかについては、これから決めていこうと思っております。

○相田主査

以前、PHSの時には、まず電話がつながったらこれだけ、という料金があったこともありますが、そうではなく単純に、52.5円であれば、これを3で割るということでしょうか。

○NTT東日本

そのとおりです。

○相田主査

資料1-4の2ページ目の下部の参考の記載を見ますと、まだユーザ料金と接続料との間

には大きなギャップがあるようです。今回大分進んだとは思いますが、事業者の皆様は今後ともユーザ料金の低廉化にぜひ御努力いただければと思います。

・ I P 網への移行を踏まえた接続制度の在り方について

○高橋委員

前回の委員会で県間に関わるコストの内訳を知りたいとお伝えして、今回参考資料を拝見させていただきましたが、N T T 東日本と西日本とで大分原価構造が違うのだなということで、数字は言えませんが、N T T 西日本のほうは他社設備というのが非常に大きく、毎年のキャッシュアウトが随分大きいのだと想像します。そこで、N T T 西日本に質問ですが、どうして他社設備を多く使っているのか、また、この他社設備を調達してくるのに際して原価を削減するという方策のようなものは何か毎回やられているのかをお伺いできればと思います。

○N T T 西日本

N T T 西日本は他社から設備を調達する部分が多いという点について、一番大きな要素で言いますと、西日本は30府県のエリアが分散する形、特にトラフィックの多い都市部が分散しているところがございます。これを自前で投資するという判断は、コスト効率性の観点も含めてしていないところです。西日本の市場でも、特にN T T 東日本の状況も踏まえて検討はしていますが、なかなか自前で投資して回収するというめどが立たず、小さいトラフィックも含めて、細かいエリアに必要なに応じて他社から調達するというほうがリーズナブルであるという判断をしているところがございます。

調達原価の削減につきましては、公募による競争入札という形を取らせていただいておりますし、一旦契約させていただいた事業者様に対しては、事後、より料金が低廉にならないかという交渉も年度ごとにやらせていただいておりますので、我々なりに精いっぱい努力しているつもりでございます。

○高橋委員

ありがとうございます。なお一層の原価削減への取組をお願いいたします。

○山下委員

私は2点ございまして、1点は、今の高橋委員と重田様のやり取りを受けたものになりますけれども、N T T 東日本・西日本でコスト構造が違うということになると、今回は100Gポート単位で東西の原価を比べたということですが、N T T 東日本・西日本横並びで同じ基準で計算して、それと接続料とを比べるというのが、そもそも適当ではないのではないかと思います。N T T 西日本はN T T 西日本なりの接続料と原価との関連性を何か表す計算式があり、N T T 東日本はN T T 東日本なりの計算式があったほうがいいのではないかというふうに思いました。これが1点目です。

それからもう1つは、N T T 東西両方に疑問に思うのは、100Gポート単位ではありますけれども、接続料がこれほど同一にして長く維持していた理由は何なのかということなんです。コストがこれほど違うということと、この長い間に技術も変わりますしトラフィックも変わるので、それなりに適切な接続料というのも年を追って変わってきたはずではないかと思いますが、接続料を変更する決断と交渉をしてこられなかったのはどうしてなのかなというふうに疑問に思いました。

○N T T 東日本

1点目としましては、数字は申し上げられないですが、NTT東西でこういう差がついているところで全国一律にしているというのは、もともとこれまでの議論でいくと、県間を選択いただけるという考えでやっておりました。その中で、そうはいつでもISP事業者も各エリアにいらっしゃるといふときに、NTT東日本とNTT西日本で差が出るのはどうなのかなということも思っていたということですので、山下先生がおっしゃるとおり、今後県間の制度化をしたときにどういうふうに反映していくのかというのは御議論があつていいのかなとは考えております。

それと2点目、これまでという話ですけれども、数字で申し上げにくいですが、もともとの原価がやっとこの部分に追いついてきたということですので、今回、具体的な設備コストを精緻に把握していないということで、これが全てではないのですが、もともと効率化をずっと図ってきている中では、もう少し高いコストになっていたということであり、そういった意味でやっと、資料に記載のコストと料金の差になっているということですので、今後下がってくるのであれば、接続料金に反映していくというのはあるのかなとは思いますが。

○相田主査

今回のこの議論は、第一種指定電気通信設備として考えるべきかどうかという観点であつて、接続料金が適切であるかどうかという議論ではないのですけれども、今、山下委員からも御指摘がございましたように、あるいは先ほど前半のほうでもって佐藤委員から、東西で料金に差がある理由の御指摘もございましたけれども、本来であれば、NTT東日本と西日本というのは別の会社ですので、ちゃんとそれぞれのコストに見合った料金というのが設定されるのが筋であるのに対して、同じ料金がずっと適用されてきたということは、やはりこれはそういうNTT東日本・西日本が自分で値段を自由に決められる状況であつたと、競争でもって値段が決まっているような状況ではないということの証左の1つと言えるのではないかなと思つました。

○関口委員

今回は県間ということですので、接続料の議論とは少し違う要素があるということは理解していますが、PSTNの接続料は東西均一料金という形が継続されておりました、光ファイバーの接続料は東西別料金という形で、対応が異なっているということがあります。特にPSTNに関しては、ユーザに対する影響も考慮して、均一接続料を維持するということが、こういった県間の接続料金の設定にも影響しているのかなというふうに思います。

ちなみに、古い話ですけれども、平成13年までだつたと思うのですが、特定費用負担金という巨大な内部補助で、NTT東日本の利益をNTT西日本にプレゼントして赤字を埋めるということを制度として維持しておりました。その後、この特定費用負担金は廃止をされたわけですが、この制度が廃止された現在も県間接続料の逆ざや負担をされながらも、NTT西日本が利益を計上しているというのは、やはり尊敬に値するというふうに私も思います。

先ほど、NTT東日本の徳山さんからお話がありましたように、ISP事業者が全国展開している中で、東西別料金を設定するということがユーザに対する影響ということも考慮しながら、今後とも検討を続けるということが望ましいように思われます。

以上